

公益法人に対する補助金等の見直しの状況

様式5

支出元府省	事業名	補助金交付先名	法人番号	交付決定額	支出元会計区分	支出元(目)名称	補助金交付決定等に係る支出負担行為のないし意思決定の日	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
								公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分		
環境省	脱炭素移行促進に向けた二国間クレジット制度(JCM)資金支援事業(R4-R6国債)	公益財団法人地球環境センター	9120005012202	18,500,000,000	エネルギー対策特別会計	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金	令和4年4月1日	公財	国認定	本事業では、事業の適正な実施のため、補助事業者の一般公募を行った。当該法人は、業務の目的に最も合致した応募書類を提出したことから、補助事業者として採択されたもの。応募書類等の審査に当たっては、外部有識者を含めた評価委員会を設置している。各委員は、審査基準に基づき、応募事業者の事業遂行能力等について公平・公正かつ的確に採点を行い、委員会において採点結果を審議した上で、当該法人を選出した。	有
環境省	環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業	公益財団法人日本自動車輸送技術協会	4010005004660	700,000,000	エネルギー対策特別会計	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金	令和4年4月1日	公財	国認定	本事業では、事業の適正な実施のため、補助事業者の一般公募を行った。当該法人は、業務の目的に最も合致した応募書類を提出したことから、補助事業者として採択されたもの。応募書類等の審査にあたっては、評価委員会が設置されている。各委員は、審査基準及び採点表に基づき、応募事業者の事業遂行能力等に基づいて公平・公正かつ的確に採点を行い、評価委員会において採点結果を審議した上で、当該法人を選出した。	有
環境省	我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのCO2削減支援事業	公益財団法人廃棄物・3R研究財団	9010605002464	56,968,176(減額交付決定後の額。初回交付決定額は75,267,000)	エネルギー対策特別会計	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金	令和4年4月1日	公財	国認定	本事業では、事業の適正な実施のため、補助事業者の一般公募を行った。当該法人は、業務の目的に最も合致した応募書類を提出したことから、補助事業者として採択されたもの。応募書類等の審査にあたっては、評価委員会が設置されている。各委員は、審査基準及び採点表に基づき、応募事業者の事業遂行能力等に基づいて公平・公正かつ的確に採点を行い、委員会において採点結果を審議した上で、当該法人を選出した。	有
環境省	令和4年度脱炭素社会構築のための資源循環高度化設備導入促進事業	公益財団法人廃棄物・3R研究財団	9010605002464	5,000,000,000	エネルギー対策特別会計	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金	令和4年4月1日	公財	国認定	本事業では、事業の適正な実施のため、補助事業者の一般公募を行った。当該法人は、業務の目的に最も合致した応募書類を提出したことから、補助事業者として採択されたもの。応募書類等の審査にあたっては、評価委員会が設置されている。各委員は、審査基準及び採点表に基づき、応募事業者の事業遂行能力等に基づいて公平・公正かつ的確に採点を行い、委員会において採点結果を審議した上で、当該法人を選出した。	有

公益法人に対する補助金等の見直しの状況

様式5

支出元府省	事業名	補助金交付先名	法人番号	交付決定額	支出元会計区分	支出元(目)名称	補助金交付決定等に係る支出負担行為のないし意思決定の日	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
								公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分		
環境省	廃棄物処理×脱炭素化によるマルチベネフィット達成促進事業(うち廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業)	公益財団法人廃棄物・3R研究財団	9010605002464	1,930,240,000	エネルギー対策特別会計	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金	令和4年4月1日	公財	国認定	本事業では、事業の適正な実施のため、補助事業者の一般公募を行った。当該法人は、業務の目的に最も合致した応募書類を提出したことから、補助事業者として採択されたもの。応募書類等の審査にあたっては、評価委員会が設置されている。各委員は、審査基準及び採点表に基づき、応募事業者の事業遂行能力等に基づいて公平・公正かつ的確に採点を行い、委員会において採点結果を審議した上で、当該法人を選出した。	有
環境省	産業廃棄物適正処理推進費補助金	公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団	2010005018786	60,000,000	一般会計	産業廃棄物適正処理推進費補助金	令和4年9月2日	公財	国認定	廃棄物処理法第13条の12に基づき、環境大臣は、事業者による産業廃棄物の適正な処理の確保のために産業廃棄物適正処理推進センターを指定できることとされており、(公財)産業廃棄物処理事業振興財団が指定されているところである。さらに、同法第13条の15において、同センターが行う業務に関して基金を設けることとされており、本補助金は当該基金に拠出を行っているものである。当該基金は、都道府県等において不法投棄等に起因する支障を除去する際の財政支援を行うものであり、今後も継続的に支援していく必要があることから、引き続き、廃棄物処理法に基づき指定されている当該法人に対し補助金を拠出するものである。	有
環境省	産業廃棄物適正処理推進費補助金(特定支障除去等維持事業)	公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団	2010005018786	190,001,000	一般会計	産業廃棄物適正処理推進費補助金	令和5年3月22日	公財	国認定	本事業は、間接補助事業の形式をとっており、公募を行ったところ、(公募期間令和5年1月10日～23日)、申請者は1者のみであった。そして、執行団体選定のための評価委員会で審査され、執行団体として適正と判断された。なお、間接補助事業形式による本事業は令和5年度で終了する予定である。	無

(注)公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。